

総 務 部 部長 < 副区長兼務 >

課 務 課 녙

< 危機管理推進担当兼務 >

庶 務 係 係 長

- 人事及び文書
- 公印の管守
- 3 庁中取締り
- 職員の福利厚生及び労務
- 区の危機管理
- 自動車の臨時運行許可等
- 漂流物及び海難 自衛官の募集事務
- 農業委員会との連絡
- 他のセンター、事務所
- 課、室及び係の主管に属し ないこと

予 筫 調 整 係 長

- 予算及び決算
- 庁舎の管理
- 区に属する財産の管理 3

統 計 選 挙 係 係 長

- 市勢統計調查
- **県委託統計調査**
- 指定統計調査
- 統計調査員
- 5 統計刊行物
- 6 各種選挙
- 選挙管理委員会

課 政 推 進 課 녙

15

広 報 相 談 係 係 長

- 区民相談
- 市政に関する区民の要望、 陳情等の処理及び連絡その 他広聴
- 3 区民への広報
- 庁内の案内
- 情報公開に係る請求書の受 付、行政文書の閲覧等
- 保有個人情報の本人開示及 び訂正の請求等に係る請求書 の受付、保有個人情報の閲覧
- 区内勤労者及び経営者団体 との連絡調整
- 人生記念植樹の受付
- 地価公示法による標準地に 係る書面等の閲覧
- 10 他の係の主管に属しないこ

画 調 係 企 慗 係 長 担 当 係 長 (まちづくり調整担当)

- 区の主要事務事業の企画及 1 び進行管理
- 区内の事務事業の総合調整 区における総合行政の実施 (他の課の主管に属するもの を除く。
- 市出先機関の連絡調整及び
- 区内公共機関との連絡
- 区づくり経営会議等 区長の特命
- 区のまちづくりの調整
- 区内の地区計画、建築協定
- に関する相談及び支援等 区のまちづくり等の業務に 9 係る土木事務所との連絡調整

域 振 興 課 課 녙

当 課 長 (資源化推進担当)

< 資源循環局適正処理部

瀬谷事務所長兼務 > 課 当

(学校支援·連携担当)

< 教育委員会事務局総務部 学校支援·地域連携課

担当課長兼務 >

16

5 の 安 全 係 係 長 長

担 当 係 (資源化推進担当)

- 市民組織との連絡及びそ の振興
- 自治会及び町内会の会館 の整備に対する助成及び融
- 地縁による団体の認可
- 認可を受けた地縁による 団体の代表者等の印鑑の登 録及び証明
- 消費者対策
- 交通安全運動
- 防犯
- 一般廃棄物(し尿を除く)の発生抑制、再使用及 び再利用の推進
- 街の美化
- 10 他の係の主管に属しない

区民協働推進係 係 長

- 区民の生涯学習の支援
- 社会教育
- 区民のスポーツ振興
- 地域の文化振興
- 公職選挙法に基づく市立 学校施設の使用
- 6 市立学校施設の区民利用 調整
- 社会教育関係団体

- 区に属する施設の運営管 理及びこれに係る総合調整 (他のセンター、事務所、課の主管に属するものを除
- く。) 広場、遊び場等(土木事 小園係の分担 務所下水道・公園係の分担 事務25に係るものを除 ()

次世代育成支援係 툱

- 青少年の健全育成及び保 護育成
- **青少年団体の育成**
- 地域と学校との連携
- 商工業の振興

堂 슾 公

1 市民の集会その他行事

戸 籍 課 課 녙 17

戸 籍 係 長 係

- 戸籍及び戸籍証明 埋葬、火葬及び改葬の許可
- 死産の届出
- 人口動態調査票の作成
- 他の係の主管に属しないこ



- 住民基本台帳
- 住民の印鑑の登録及び証明
- 外国人登録 特別永住
- 住居表示
- 義務教育諸学校の就学
- 電子署名に係る地方公共団 体の認証業務

税 務 課 課 長 担 当 課 長 38

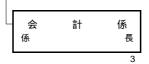
担 当 係 長 担 当 係 長 担 当 係 녙 担 当 係 長 担 当 係 長 36

市税 (個人の県民税を含み 特別土地保有税及び事業所 税を除く。第3号及び第4号 において同じ。)の賦課資料 の調査(給与支払報告書の提 出に係るもの、給与所得者異 動届出書に係るもの及び公的 年金等支払報告書の提出に係 るものを除く。)及び収集(給与支払報告書、給与所得者 異動届出書及び公的年金等支 払報告書に係るものを除く。

固定資産の評価

- 市税の賦課(特別徴収に係 る個人の市民税及び県民税の 賦課(減免に係るものを除く。)に関することを除く。)
- 市税の賦課に係る犯則事件 (給与支払報告書、給与所得 者異動届出書及び公的年金等 支払報告書の提出に係るもの を除く。)の調査
- 固定資産課税台帳及び土地 ・家屋総合名寄帳
- 地籍図等の整備保管
- 市税(個人の県民税を含む 以下この部中同じ。)に係 る証明
- 原動機付自転車等の標識 8
- 市税に係る徴収金の収納 納税奨励及び納税貯蓄組合
- 市税に係る徴収金の徴収猶 予 (特別土地保有税にあって は、地方税法(昭和25年法律 第226号。以下この部におい て「法」という。)第15条に 基づく徴収猶予及び法第15条 の3に基づく徴収猶予の取消し等に関することに限る。)
- 12 市税に係る納期前納付報奨

収 λ 役 室 収 X λ 役 < 税務課担当課長兼務> 3



- 収入及び支出
- 現代及び支出 現金、有価証券及び物品 の出納保管 2
- 3 決算

市税に係る過誤納金の還付

- 充当及び加算金 市税に係る徴収金の滞納処 分
- 15 市税に係る徴収金の犯則事 件(特別土地保有税にあって は、法第15条に基づく徴収金 の徴収猶予に係るものに限る) の調査
- 市税に係る徴収金の欠損処 16 分
- 17 市税に係る徴収金の現金領 収
- 18 市税に係る徴収金の徴収嘱 託及び受託
- 19 その他税務

福祉保健センタ g 툱

- 担 当 部 長 ン タ t

121

福 課 祉 保 健 課 녙

24

運 営 係 長 係

- 生活保護法に基づく保護 費等及び同法に基づかない 援護対策費の支出及び徴収 並びに同法に基づく医療券
- , 行旅病人及行旅死亡人取 扱法に基づく費用の支出及 び徴収
- 老人福祉法に基づく措置 費及び同法に基づかない扶 助費の支出及び徴収
- 身体障害者福祉法に基づ く措置費及び同法に基づか ない扶助費の支出及び徴収 (サービス課福祉保健相談 係の主管に属するものを除
- 、。 *,* 知的障害者福祉法に基づ く措置費及び同法に基づか ない扶助費の支出及び徴収 (サービス課福祉保健相談 係の主管に属するものを除
- く。) 民生委員及び児童委員
- 保健活動推進員
- 高齢者の福祉 (サービス 課福祉保健相談係の主管に 属するものを除く。
- 交通災害共済事業
- 交通遺児見舞金の支給 戦没者遺族、戦傷病者、
- 引揚者及び留守家族等の援 護
- 被災者に対する見舞金の 交付等
- * 1797 精神障害者の保護等 支援費(児童短期入所並 びに重度の知的障害及び重 度の肢体不自由が重複して いる者に係る知的障害者短 期入所の場合のものを除く 。以下同じ。)の償還給付
- 15 センター内他の課、係の 主管に属しないこと

サ 課 Ľ ス 課 녙 当 課 長 (子育て支援担当) 66

企 画 係 係 長 扣 当 係 녙 (医務担当)

他の部、事務所、課との 福祉及び保健に関する業務 の連携及び企画調整

- 地域福祉推進施策
- 地域ケアプラザ及び福祉 保健活動拠点等の運営管理
- 社会福祉関係団体
- 福祉のまちづくロ
- 社会福祉及び衛生に係る 統計並びに人口動態統計
- 福祉保健センターの広報
- 血液対策等 医事及び薬事
- 死体解剖保存法による死
- 10 体交付等
- 11 健康危機管理

づくり係 健 康 係 長

10

- 老人保健事業その他成人 保健(サービス課福祉保健 相談係の主管に属するもの を除く。)
- 健康教育
- 結核・感染症対策
- 横浜市結核診査協議会
- 5 原子爆弾被爆者の療養援 護等
- 栄養改善等及び歯科保健 6
- 衛生検査及び放射線業務
- 医療社会事業

福祉保健相談係 長 扣 当 녙 係 (保護担当) 担 当 係 툱 (保護担当)<杳察指導担当兼務> 扫 当 長 (高齢者支援担当) 担 当 툱 (介護保険担当) 当 長 (障害者支援扣当) 当 長 係 (こども家庭支援担当) 長 当 係 (保育担当)

64

- 福祉及び保健の総合相談 分担事務1の相談に基づく サービスの実施に向けた連 絡調整
- 生活保護法に規定する保 護の決定及び実施
- 生活保護法に規定する要 保護者の援護(同法に基づ くものを除く。)及び指導 ホームレス自立支援施設
- の利用の許可及び制限等 行旅病人及び行旅死亡人
- (福祉保健課運営係の主管 に属するものを除く。 要援護高齢者等の福祉及
- び保健(福祉保健課運営係 の主管に属するものを除
- く。) 介護予防
- 介護保険に係る要介護認 定等(介護保険被保険者証 及び介護保険資格者証に関 することを含む。)
- 介護保険に係る居宅サー ビス計画等
- 11 介護保険事業者、介護保 険施設及び基準該当事業者 に係る調査及び指導等

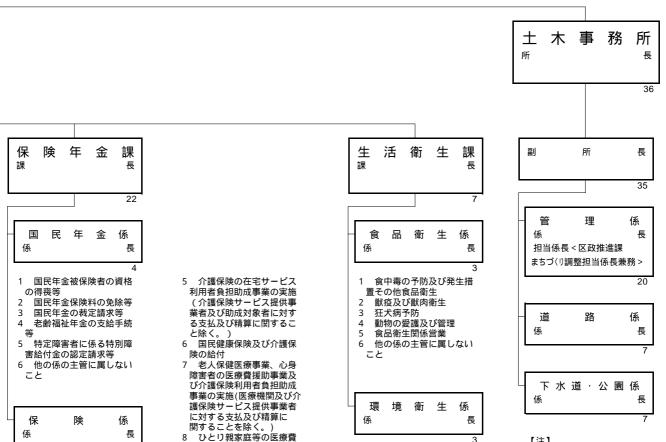
- 12 身体障害者、知的障害者 及び精神障害者の福祉及び 保健(福祉保健課運営係の 主管に属するもの及び手当に関することを除く。)
- 支援費の支給決定等(福 祉保健課運営係の主管に属 するものを除く。
- 14 障害者自立支援法(平成 17年法律第123号)に規定 する介護給付費等の支給決 定等(障害程度区分認定に ついては、 認定調査及び医 師意見書に係る部分に限
- 障害者自立支援法に規定 15 する自立支援医療費の支給認 定等(認定の決定に関する
- ことを除く。)
 16 精神保健(福祉保健課運 営係の主管に属するものを
- 除く。) 17 難病対策
- 特別児童扶養手当等
- 公害健康被害者の家庭療 養指導の実施
-) 児童、女性、母子、寡婦 等の福祉(手当に関するこ 20 とを除く。) 母子保健
- 児童福祉法に基づく措置 費及び同法に基づかない扶 助費の支出及び徴収
- 23 児童福祉法に基づく保育 費用及び法に基づかない保 育に係る扶助費の交付等
- 子育ての支援(総務部の 主管に属するものを除
- く。) 児童手当及び特別児童手 25 当の支給(支出に関するこ
- 児童扶養手当
- 市立の保育所の運営管理 研修等
- 私立の保育所等の運営指 導、研修等
- 特別保育事業及び定員外 29 入所
- 30 認可外保育施設(児童福 祉法に基づく事業停止命令 等に関することを除く。)

保	育	所	
	下瀬谷保育園		8
袁		長	
	瀬谷第二保育園		14
责		長	
	中屋敷保育園		14
袁		長	
	細谷戸保育園		7
袁		長	
	二ッ橋保育園		6
袁		長	
	宮沢保育園		8
责		長	
	阿久和保育園		7
園		長	

保育に欠ける乳児または 幼児の保育

ただし、保育所・土木事務 所は総合庁舎に含まない。

区役所土木事務所職員は、 環境境創造局・道路局を兼務



国民健康保険及び介護保険の被保険者の資格の得喪
 国民健康保険被保険者証

当

当

係

長

長

助成事業の実施

小児の医療費助成事業の

。 国民健康保険料及び介護

保険料の収納及び未納対策 11 国民健康保険料及び介護

保険料の徴収嘱託及び受託

9

宝施

担

(給付担当)

(収納担当)

- 4 国民健康保険料及び介護 保険料の賦課

- 1 ねずみ族及び昆虫の防除
- 2 消毒に関すること。
- 3 環境衛生関係営業
- 4 専用水道、簡易専用水道 、小規模受水槽水道、飲用 井戸等の衛生
- 5 建築物における衛生的環 境の確保
- 6 墓地、火葬場等の取締り 7 生活環境に係る苦情受付 なび調査
- 8 その他環境衛生に関すること
- 9 有害物質を含有する家庭 用品の衛生

ただし、保育所・土木事務 所は総合庁舎に含まない。